

鹿角地域県管理河川減災計画 取組方針

平成30年3月22日

鹿角地域県管理河川減災対策協議会

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	2
3. 鹿角地域の概要	3
4. 現状での取組み状況	5
5. 減災のための目標	11
6. 概ね5年で実施する取組み	12
7. フォローアップ	15

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、同年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

一級河川については上流や支川の県管理河川も含めて、国や沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生しました。

これらを踏まえ、県管理河川においても「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の加速が求められる中、秋田県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鹿角地域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「鹿角地域県管理河川における減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成 29 年 6 月 9 日に設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。

また、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災対策協議会や鹿角市、小坂町とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
鹿角市	市長
小坂町	町長
秋田地方気象台	台長
秋田県鹿角地域振興局	局長
秋田県鹿角地域振興局総務企画部	部長
秋田県鹿角地域振興局建設部	部長

本議会のアドバイザーは以下のとおり。

参加機関
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

本議会の幹事会参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
鹿角市総務部総務課	課長
小坂町総務課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県鹿角地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県鹿角地域振興局建設部保全・環境課	課長

3. 鹿角地域の概要

本協議会では、鹿角地域の県管理河川を対象に減災対策を取り組みます。

鹿角地域は、県の北東に位置し、鹿角市と鹿角郡小坂町の1市1町からなり、北東部は青森県に接し、東部は岩手県、西部は北秋田市に接しています。

総面積は、約909.2km²で、県全体の約8%を占めています。

鹿角地域における県管理河川は、米代川水系の22河川で管理延長約193kmであり、このうち水位周知河川は4河川、非水位周知河川は18河川です。

【鹿角地域における県管理河川（水位周知河川）】

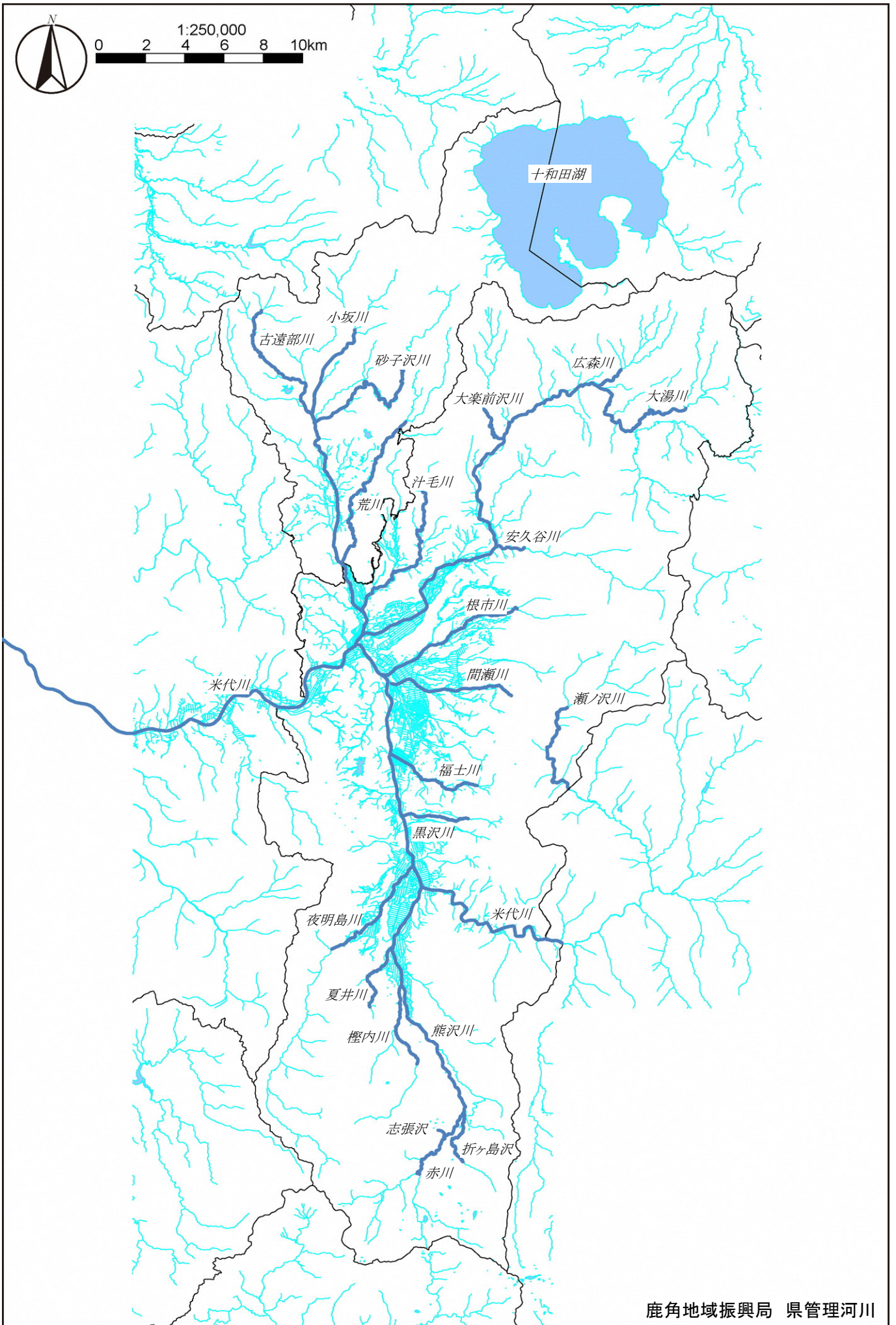
No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	米代川水系 ^{よねしろがわ} 米代川	29.5	3	米代川水系 ^{こさかがわ} 小坂川	19.2
2	米代川水系 ^{おおゆがわ} 大湯川	30.3	4	米代川水系 ^{ふくしがわ} 福土川	7.0

【鹿角地域における県管理河川（非水位周知河川）】

No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	米代川水系 ^{しるけがわ} 汗毛川	8.9	10	米代川水系 ^{くろさわがわ} 黒沢川	3.0
2	米代川水系 ^{あらかわ} 荒川	9.4	11	米代川水系 ^{よあけじまがわ} 夜明島川	6.4
3	米代川水系 ^{すなこざわがわ} 砂子沢川	7.3	12	米代川水系 ^{くまざわがわ} 熊沢川	23.7
4	米代川水系 ^{ふるとおべがわ} 古遠部川	9.7	13	米代川水系 ^{なついがわ} 夏井川	4.0
5	米代川水系 ^{あくやがわ} 安久谷川	1.5	14	米代川水系 ^{かしながわ} 檜内川	5.4
6	米代川水系 ^{おおらくまえさわがわ} 大楽前沢川	1.6	15	米代川水系 ^{おりがしまさわ} 折ヶ島沢	1.9
7	米代川水系 ^{ひろもりがわ} 広森川	1.0	16	米代川水系 ^{しばりざわ} 志張沢	0.5
8	米代川水系 ^{ねいちがわ} 根市川	8.1	17	米代川水系 ^{あかがわ} 赤川	0.1
9	米代川水系 ^{ませがわ} 間瀬川	8.5	18	米代川水系 ^{せのさわがわ} 瀬ノ沢川	6.0



0 2 4 6 8 10km
1:250,000



鹿角地域振興局 県管理河川

4. 現状での取組み状況

鹿角地域における減災対策について各構成員で現状を確認し課題を抽出しました。概要は以下のとおりです。

① 避難勧告等の発令者としての現状と課題

項目	現状○	課題●
避難勧告経験の有無	【鹿角市】 ○発令基準は「鹿角市水防計画」及び「災害時職員初動体制マニュアル」にて整備されている。 ○上記の基準によるものではないが、H19年に堤防が崩れる可能性があったため避難指示を発令した。 ○H28年4月に新基準を策定してからは、避難勧告は発令していない。 ○H28年台風10号の時は避難準備情報を発令した。	
	【小坂町】 ○発令経験はない。	●小01 水害に関しても一応の基準はあるが、そのまま運用すると、そのほとんどが「空振り」となる可能性があるため、運用が非常に難しい。
体制の確保	【鹿角市】 ○災害時の体制は、「災害時職員初動体制マニュアル」を運用している。 ○住民からの問い合わせには、窓口を一本化し対応している。	●鹿01 長期化・大規模化した場合の対応策が無い。長期化に対応するBCPについてH30年度作成予定。 ●鹿02 H19年に策定しているが、水害に対応したものではない。 ●鹿03 マスコミからの問い合わせには、個々に対応している。
	【小坂町】 ○災害時の体制は、「小坂町防災計画」及び「小坂町水防計画」に整備され、また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を運用している。 ○避難勧告等の判断・伝達マニュアル(H23年3月)に基づき、降雨量、水位、気象庁の3時間降雨予測等を踏まえ、本部が判断している。 ○住民からの問い合わせには、総務課が情報の集約を行い、対応は一元化されている。 ○マスコミからの問い合わせには、総務課職員が対応する。	●小02 水害時の具体的業務の整理が乏しく、水害の長期化・大規模化に関わる動員体制づくりが出来ていない。 ●小03 水位は安全側に設定されているため、それだけでは判断できない。 ●小04 災害時には庁内の組織の連携・協力を図れるよう、BCPで明確にしておくことが必要。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（鹿：鹿角市，小：小坂町）

項目	現状○	課題●
現在の避難勧告等基準	【鹿角市】 ○「災害時職員初動体制マニュアル」において、氾濫危険水位等の情報、雨量情報等から総合的に判断することとしている。 ○空振りに終わってもマニュアルに従っての判断であるので仕方がないとする。	●鹿 04 精度の高い「水位上昇の見込み情報」及び「土砂災害警戒情報」が必要。
	【小坂町】 ○「小坂町防災計画」及び「小坂町水防計画」並びに「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき発令している。	●小 05 溢水する可能性が高い箇所は把握しているが、「より精度の高い水位上昇の見込み」の情報が必要と考える。 ●小 06 様々な情報は入手できるが、判断に迷わない明確な数値基準が必要。
情報の入手方法と判断の根拠	【鹿角市】 ○水位情報を基礎として、今後の予想雨量などを勘案し判断する。 ○水位情報河川以外は、消防本部を含む現地調査班の情報を基に判断する。 ○防災マップ活用により危険箇所を把握している。 ○情報の入手方法、判断根拠等については特に問題ないと考えている。	
	【小坂町】 ○水位、雨量情報により情報収集している。 ○気象庁の防災情報提供システムを活用し、6時間後の洪水警報の発令見込み等の情報を入手している。 ○情報はPC、関係機関からのFAX、巡視による目視など、多くを組み併せて町長等が判断する。 ○外部から提供された情報を分析し、町長等に伝達する体制を確認済み。	●小 07 町では水害に対応した訓練を行っていないが、水位情報を県から提供された状況を想定した訓練が必要と考える。 ●小 08 情報の入手体制と情報の活用方針は決まっているが、その情報を町長の判断に資することができるように様式等の整備が必要と考える。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（鹿：鹿角市，小：小坂町）

項目	現状○	課題●
避難所設置の状況	【鹿角市】 ○「避難所設置マニュアル」にて設定している。 ○大雨の時など、住民からの要望に応じて避難所を開設している。避難者は 20～30 人程度。	●鹿 05 長期対応について明確でない。 ●鹿 06 隣接市町村との連携は行っていない。
	【小坂町】 ○「小坂町防災計画」にて設定している。 ○自主避難者からの要請により開設している。避難者の居住箇所は様々である。	●小 09 避難所設置の際の業務の詳細については再検討する必要がある。 ●小 10 避難所の備蓄は 3 日間であり、長期化した場合の運営は難しいと考える。民間との連携等について協定などを整理する必要がある。 ●小 11 自助・共助の観点から、自治会などが対応することが必要であり、自主防災組織のマニュアルへの記載や、研修での周知が必要。 ●小 12 隣接市町村との連携は行っていない。
要配慮者施設への対応	【鹿角市】 ○高齢者及び障がい者施設、児童施設などへは、担当課が情報伝達を行う。 ○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設へは災害対策本部が連絡を行う。	●鹿 07 浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、地域防災計画に合わせ追加記載を行う予定。
	【小坂町】 ○対応は個別に伝達することとしている。 ○町内の要配慮者台帳に記載されている人には優先避難の声かけは行っている。 ○各施設で避難確保計画は策定作業中であり、策定後に確認予定。	●小 13 要配慮者施設に限定した対策が未策定であり、避難所等での施設側の対応まで整理する必要があると考える。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（鹿：鹿角市，小：小坂町）

② 発令の伝達と住民のとらえ方

項目	現状○	課題●
避難勧告を伝達する手段	<p>【鹿角市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝達する際は、防災ラジオ及び防災メール(事前登録制)にて周知する。 ○過去の実績は、全市民(約 32,000 人)に発令、実際の避難者は 31 人。 	
	<p>【小坂町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急告知メール、防災ラジオ、広報車の巡回等、様々な情報伝達方法により漏れが無いようにしている。 ○防災ラジオは申請者世帯・法人に配布している。 	
その伝達手段で情報は届いているか(届くか)	<p>【鹿角市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の伝達手段は、防災ラジオ及び防災メールによる広報である。 ○防災ラジオは主要公共施設のほか、自治会長及び地区民生委員に無償配布し、避難行動要配慮者を加えると H29 年 12 月末時点で 2,059 台を配布している。その他要望があれば、有償で配布する。 ○防災メールは H29 年 12 月末時点で 6,500 件が登録され、全世帯数 13,000 の約半数が登録されており、ラジオを含めほぼ情報は届く環境にあると認識している。 	
	<p>【小坂町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の伝達手段は、緊急告知メール、防災ラジオ、広報車による広報である。 ○防災メールの登録 1,250/2,400 件、ラジオ配布 1,500 台等であり、相当数には行きわたっていると認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小 14 昨今の集中豪雨被害の状況を整理して周知する等の取り組みが必要と感じる。 ●小 15 要配慮者世帯の場合、消防団の介助等がなければ避難できない可能性がある。 ●小 16 過去の経験により、気象警報等の情報については、危険度認識に差異があると考ええる。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号 (鹿：鹿角市，小：小坂町)

項目	現状○	課題●
「空振りを恐れない」行動規範を住民は受け入れるか	【鹿角市】 ○「空振り」については恐れるが、「見逃しは許されない」と考える。 ○「空振りを恐れない」「見逃しは許されない」といった行動規範については、住民には理解していただくと考えている。	
	【小坂町】	●小 17 溢水被害については、降雨予想が難しいことを認識していただき、自らが情報を収集し、判断、行動しなければならないという意識を持っていただく必要があると思う。 ●小 18 空振りによる信頼性の低下はやむを得ないという認識ではなく、なぜ、空振りになったのかを検証し、住民へ情報提供していくことが、より正確な状況把握に繋がっていくと考える。 ●小 19 自主避難で声をかけても、そうは受け取られない実態があり、被害想定規模と実害との差があった場合、受け入れにくいのではないかと考えている。

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（鹿：鹿角市，小：小坂町）

③ 避難行動の平時の取組み

項目	現状○	課題●
ハザードマップの表示方法と配布方法 ハザードマップの認知度 訓練など平時の取組みの実態	【鹿角市】 ○「鹿角市防災マップ」として H27 年 12 月に作成し、全戸配布及び市 HP にて公開している。 ○鹿角市防災マップ(H27 年 12 月)を全戸配布及び市 HP にて公開している。 ○自主防災組織が H28 年度に 29 件の防災訓練を実施している。 ○市では、総合訓練は 3 年に 1 度実施、水防訓練は年 1 回実施しているほか、出前講座を実施している。	●鹿 08 目を通していていると思われるが、認知度はそれほど高くないと考えている。
	【小坂町】 ○「小坂町洪水ハザードマップ」として H27 年 4 月に作成し、全戸及び公共施設に配布するとともに、町 HP にて公開している。 ○ハザードマップは住民に認知されていると考えている。 ○町の水防訓練を年 1 回、自主防災組織の防災訓練を 2 年に 1 回の他、防災の講演会など実施している。	

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（鹿：鹿角市，小：小坂町）

④ 河川管理者の課題

項目	現状○	課題●
河川管理者の課題	【鹿角市】	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿 09 台風や大雨などの河川増水時において、迅速な河川水位情報の周知及び現状の把握を行い、市町村への助言を行っていただきたい。 ●鹿 10 上流域の確認が行いづらいため、水位監視カメラの設置。
	【小坂町】	<ul style="list-style-type: none"> ●小 20 監視体制の強化として、小坂川中央地区への監視カメラの設置 ●小 21 計画的な浚渫

※●の略号は、市町頭文字と市町別課題番号（鹿：鹿角市，小：小坂町）

⑤ まとめ

項目	現状○	課題●
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○水害対応の体制は構築していない。また、災害の長期化・大規模化への対応が困難である。 ○水位情報の把握が必要な河川が存在する。 ○避難勧告基準の情報が不足している。 ○現体制での避難所対応では、災害の長期化・大規模化の際に、限界がある。 ○要配慮者施設における避難確保計画が未策定である。 ○頭首工等への土砂堆積が進行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●水害に特化した対応・体制の構築(マニュアル化) ●長期化・大規模化となった場合への対応 ●BCP(事業継続計画)の策定が必要 ●水位計の設置と避難勧告等基準水位の設定(数値の具体化) ●自助・共助の観点にたった自主防災組織の育成と連携 ●災害時の隣接市町村との連携 ●要配慮者施設における避難確保計画の策定及び確認 ●情報伝達手段の再確認 ●河川監視カメラの設置 ●水位計の設置 ●浚渫・州ざらいの実施

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとします。

【5 年間で達成すべき目標】

鹿角地域の県管理河川は、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫特性を持ち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。今後発生しうる大規模水害から人命を守るため、『**迅速かつ確実な避難を可能にする地域防災力の向上**』を目標とする。

※大規模水害： 想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

上記目標の達成に向け、鹿角地域において、河川管理者が実施する河川改修等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取組を実施します。

- ① 鹿角地域における特徴を踏まえた避難に関する取組
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組
- ③ 地域防災力向上のための継続的な取組

6. 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取組む主な内容は次のとおりとします。

1) ハード対策の主な取組み

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。また、主な取組み項目と市町で認識している課題との対応状況を示します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
・福士川、熊沢川の河川改修の実施		引き続き実施	秋田県
■危機管理型ハード対策			
・米代川・小坂川等の計画的な州ざらいの実施	小(21)	引き続き実施	秋田県
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
・水位計、雨量計及び情報収集・提供機器の更新・改良等	鹿(10) 小(20)	引き続き実施	秋田県

※「課題の対応」における略号は、市町の頭文字と取組み項目に対応する市町別の課題番号を示す。
鹿：鹿角市，小坂：小坂町

2) ソフト対策の主な取組み

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組み

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組みとして、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組み			
・秋田県と気象台、1市1町のホットラインの構築	鹿(04) 小(05,06)	引き続き実施	秋田県 気象台 鹿角市 小坂町
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	鹿(01,02,03,04,05, 06,09) 小(01,02,03,04, 06,07,08,09,12)	H29年度から 実施	秋田県 気象台 鹿角市 小坂町
・水位計、雨量計の配置の見直しや増設	鹿(04) 小(05,06)	H30年度から 実施	秋田県
・水位周知河川の追加検討		H30年度から 実施	秋田県
・避難行動支援河川の指定検討		H30年度から 実施	秋田県
・最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の公表		県全体で H31年度以降 順次実施	秋田県
・新たな浸水想定に基づくハザードマップの作成		H31年度以降 実施	鹿角市 小坂町
・水位周知河川以外の河川の浸水実績の把握と周知	小(14)	引き続き実施	秋田県 鹿角市 小坂町
・実況雨量に基づく「簡易水位予測(計算シート)」の活用	鹿(04) 小(05,18)	H30年度から 実施	秋田県 鹿角市 小坂町
・避難情報伝達手段の検討と整備		引き続き実施	鹿角市 小坂町
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組み			
・小中学校等における防災教育や出前講座等を活用した説明会の実施	鹿(08) 小(11,14,16,17,19)	H30年度以降 実施	秋田県 鹿角市 小坂町
・地域全体の防災力向上を図るため町内や自主防災組織等による訓練の実施	小(10,11,15,16)	引き続き実施	秋田県 鹿角市 小坂町

※「課題の対応」における略号は、市町の頭文字と取組み項目に対応する市町別の課題番号を示す。

鹿：鹿角市，小坂：小坂町

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間確保のための取組み

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に関する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
■水防活動の効率化及び水防体制強化に関する取組み			
・水害リスクの高い箇所の合同巡視の実施		H30 年度以降 実施	秋田県 鹿角市 小坂町
■要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組み			
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援	鹿(07) 小(13,15)	引き続き実施	秋田県 鹿角市 小坂町

※「課題の対応」における略号は、市町の頭文字と取組み項目に対応する市町別の課題番号を示す。
鹿：鹿角市，小坂：小坂町

3) 取組みの進め方

地域防災力向上のために、これらの取組を継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い鹿角地域の文化を形成します。

7. フォローアップ

- 各機関の取組内容については、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要です。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直します。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行います。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直します。

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「鹿角地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鹿角地域の県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 また、別表2にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県鹿角地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県鹿角地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表2のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県鹿角地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月9日から施行する。

別表 1

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
鹿角市	市 長
小坂町	町 長
秋田地方気象台	台 長
秋田県鹿角地域振興局	局 長
秋田県鹿角地域振興局総務企画部	部 長
秋田県鹿角地域振興局建設部	部 長

別表 2

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 3

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
鹿角市総務部総務課	課 長
小坂町総務課	課 長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県鹿角地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県鹿角地域振興局建設部保全・環境課	課 長